

兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学執行部会議規程

(目的及び設置)

第1条 芸術文化観光専門職大学（以下「本学」という。）の運営に係る重要事項を審議するとともに、戦略性をもった大学運営を推進するために、本学に執行部会議を置く。

(審議事項)

第2条 執行部会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学運営における重要事項
- (2) 大学戦略に関する事項
- (3) 理事会、大学理事会及び教授会において審議する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか学長が必要と認める事項

(組織)

第3条 執行部会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 副学部長
- (5) 学生部長
- (6) 教務部長
- (7) 事務局長
- (8) 経営企画部長
- (9) 教育企画部長
- (10) その他学長が必要と認める者

(会議)

第4条 執行部会議は、学長が招集し、会務を総理する。

- 2 執行部会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、学長の決するところによる。
- 4 学長は、第2条に掲げる審議事項について、必要があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、執行部会議の決議に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 執行部会議は、必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(定例会及び臨時会)

第6条 執行部会議は、原則として月2回定例会を開催する。

- 2 学長は、必要があると認めるときは、臨時会を開催することができる。

(庶務)

第7条 執行部会議の庶務は、事務局経営企画部企画課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、執行部会議の運営に関し必要な事項は、学長が執行部会議に諮って定める。

附 則

この規程は令和5年10月18日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。